

災害時における応急対策業務に関する協定

たつの市（以下「甲」という。）とはりま建設協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして応急対策業務の応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者の氏名
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から応急対策業務の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名、建設資機材等の種類、数量、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙は連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成21年9月 / 日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成21年 9月 / 日

(甲) たつの市龍野町富永 1005 番地 1

たつの市

たつの市長 西 田 正 則



(乙) 姫路市東今宿一丁目 1435 番地 8-101

はりま建設協同組合

代表理事 山 本 敏 晴



応急対策に係る応援要請書

様

(要請者)
たつの市長

1 災害の状況及び応援を必要とする事由
(緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他)

2 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員

種 類	数 量	従事人数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣場所

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

たつの市災害対策本部

所 属 _____ 班
 担当者 _____ 印
 電話番号 _____

応援要請に係る建設資機材等報告書

たつの市長

様

〇 〇 〇 〇

- 1 応援に従事した事業者名及び建設資機材等の種類、数量及び人員
(1) 事業者名

- (2) 建設資機材等の種類、数量及び人員

種 類	数 量	従事人数

- 2 業務内容及び場所

- 3 応援に従事した期間

- 4 その他必要な事項

〇 〇 〇 〇
担当者 _____ 印
担当者 _____ 印
電話番号 _____